

予算特別委員会記録

とき 令和7年3月17日

国分寺市議会

予 算 特 別 委 員 会

令和7年3月17日（月）

○ 出 席 委 員

委 員 長	丸 山 哲 平			
副 委 員 長	星 　　いつろう			
委 員	鈴 木 ちひろ	高 野 ふみお	鳥 居 あかね	
	対 馬 ふみあき	中 山 ご う	木 村 徳	
	寺 嶋 たけし	小 坂 まさ代	松 岡 ま り	
	高 瀬 かおる	森 田 たかし	尾 沢 しゅう	
	だ て 淳一郎	及 川 妙 子	皆 川 りうこ	
	久 保 けいこ	はぎの 英 輔	木 島 たかし	
	新 海 栄 一			

○ 審 査 事 項

- 1 議案第2号 令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算
- 2 議案第3号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算
- 3 議案第4号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 議案第5号 令和7年度国分寺市下水道事業会計予算

午前 9 時30分開会

○丸山委員長 おはようございます。ただいまから予算特別委員会を開会いたします。

冒頭、道路管理課長より、入院のため終日欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。

また、松岡委員より水の持込みの申出があり、これを許可しましたので、併せて御報告いたします。

ここで、予算特別委員会の特別会計につきましては、副委員長の星委員に議事を進行していただきますので、暫時休憩とさせていただきます。

午前 9 時31分休憩

午前 9 時32分再開

○星副委員長 会議を再開いたします。

特別会計につきましては、副委員長の私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この際、審査の進め方についてお諮りいたします。各特別会計は歳入歳出とも一括説明、一括質疑で行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○星副委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。



○星副委員長 初めに、**議案第 2 号 令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算**を議題といたします。担当より説明をお願いいたします。

○越川保険年金課長 おはようございます。議案第 2 号、令和 7 年度国分寺市国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。

本案は、令和 7 年度国民健康保険特別会計の予算を歳入歳出それぞれ108億8,415万8,000円といたしたいというものです。

予算特別委員会資料第 8 号を御用意しております。資料を御覧ください。

一番上、令和 7 年度の予算規模の総額は、令和 6 年度と比較し約 4 億2,650万円の減で、対前年度増減率はマイナス3.77%となっています。主な理由は、被保険者数の減少と保険税率の改定による影響と捉えております。

1 ページの中段、国民健康保険税、歳入について御説明いたします。

保険税の歳入は、被保険者数が減少しているものの、保険税率改定を行う影響で、昨年度比 1 億7,194万5,000円の増収を見込んでおります。

2 ページを御覧ください。

款 4、都支出金は、被保険者数の減少により、昨年度より減額を見込んでおります。

その下、款 5、繰入金は、法令により一般会計からの繰入れが定められている内容のほか、当市保険税率が標準保険税率を下回るために、歳入において不足する分を含めて、その他繰入金として計上しております。令和 7 年度は税率改定を行うため、昨年度比で 3 億3,072万6,000円の減額計上しております。

3 ページを御覧ください。歳出について御説明いたします。

款 1、総務費、項 1、総務管理費は、令和 7 年度はシステム改修を行わないため、昨年度より減額となっております。

款 2、保険給付費は、被保険者数の減少の結果、昨年度比で約 2 億 768 万円の減額を見込んでおります。
4 ページを御覧ください。

款 3、国民健康保険事業費納付金ですが、令和 7 年度分として東京都から示された額は約 36 億 4,300 万円で、昨年度の約 38 億 3,400 万円より減額となっております。納付金が減額となった理由として、東京都からは、主に歳出においては高額療養費の上限額の変更を含む保険給付費の減、歳入においては決算剰余金の活用を行ったためと説明されております。

款 5、保健事業費は、被保険者数減による特定健診事業費の減及び保健事業において、単年度契約でなく、複数年契約による委託契約の見積りを事業者に要求したところ、単年度よりも低い金額で見積りが提出されたことの影響となります。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星副委員長 説明が終わりました。一括質疑を行います。質疑のある方は、挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。

予算説明資料の 5 ページで、歳入が約 1 億 7,000 万円増えているというところですけども、これは確認となりますが、所得割額、均等割額の料率改定の影響ということで間違いないですか。

○越川保険年金課長 そのとおりです。

○高野委員 これも確認になるんですけども、所得ゼロの世帯が、令和 5 年の予算特別委員会と、あと令和 6 年の決算特別委員会で中山委員が請求した資料を確認すると、所得がゼロ円という世帯数が令和 3 年度で 5,680 世帯で 29%で、令和 5 年度で 6,073 世帯で 30%を超えているということになります。

質疑としては、この所得ゼロ世帯も、たとえ 7 割軽減を受けたとしても、年間で 1,800 円の負担増になるという認識で間違いないですか。

○越川保険年金課長 国民健康保険制度の中では、所得ゼロでも保険税は頂く形になっております。

○高野委員 それが上げるということについては市の独自の判断ということになると思うんですけども、それで、さらにもう一、二点、確認なんですけども、予算説明資料の国保の 11 ページで、ここに行くと、この款 5 の繰入金のところ、節で 1、2、3 とあって、この 1、2 が法定繰入れということで、3 がその他繰入金で、いわゆる削減とか解消の対象となっているというのは、この 3 のその他繰入金の、そのままだけではないとしても、この中の金額が法定外繰入れに当たるという認識で間違いないでしょうか。

○越川保険年金課長 その他繰入金が法定外繰入れで、法定外繰入れを決算補填等目的での繰入金と、決算補填等目的以外の繰入金に、国の指標に基づき、翌年度決算後に分けていく形になります。決算補填等目的での繰入金が赤字と定義されておりまして、こちらがどのぐらいの金額になるのかは、決算後に、東京都とやり取りをして決めていく形になります。

○高野委員 詳細な説明ありがとうございます。

それでお聞きしたいところは、この 1 とか 2 の、いろんな支援制度もあって、これは法定ということで、もう決まっているということで、ここは特に動かせないということなので、そうすると、お聞きしたいことは、市独自で低所得者とか子どもの均等割など、そうした減免をやったとしても、それは削減とか解消の対象となり得るのか、なり得ないのか、どうなんでしょうか。

○越川保険年金課長 市独自で保険税の軽減措置を設けた場合には、決算補填等目的での額に認定されますので、赤字が増える形になります。

○高野委員 御説明ありがとうございます。そうすると、市独自でのそうした支援というのは難しいんだ

という考え方になってしまうわけですか。

○越川保険年金課長　　今、国が標準保険税率の水準に合わせるようにというふうにしておりますので、市独自で軽減するというのを今のタイミングでするのは非常に難しいと考えております。

○高野委員　　最後にしますけども、国や東京都の方針というのは問題があるなということで、それについては、低所得者や子ども均等割など非常に問題が大きいなと感じていますので、ぜひ、国や都への要望を強く求めたいと思います。

○木村委員　　私はちょっと別な向きで、滞納対策に係って、事務報告書の572ページに当たりますが、滞納繰越分で34.8%の収納率ということで、例年このぐらいの数字かなという感覚はあるんですけども、ここでマイナ保険証が始まって、一応、まだ生きてはいますけども、紙の保険証もね。従前の紙の保険証であれば、いわゆる滞納者の方々に対しては、相談なんかの意味合いも含めて、短期医療証、いわゆる通常の保険証であれば、2年間の有効のものを半年間の有効期限にして、その半年ごとの更新というのは、窓口にお越しをいただいて、相談を受け、場合によっては分割納付等の御提案とか、いろいろ相談をしながら、その上で次の半年のというルーチンがあったんですけども、これがマイナ保険証になると、いわゆる今まで紙でやっていた短期医療証のような仕組みというのはなくなるということでよろしいんですか。

○越川保険年金課長　　短期証の発行は今年の3月31日をもって終了となります。これは市によって、まだばらつきがあるんですけども、もう短期証を発行するインセンティブがない。マイナ保険証で受ければ、有効期限がない形ですので、もう短期証は発行停止となっております。

その後なんですけれども、国としては、もともと国保上の滞納者に対して納付のインセンティブを上げる取組として、短期証のほかに資格証明書の発行と、あと特別療養費の支給という規定がございまして、特別療養費の支給は資格証明書を発行した方に対して行うものなんですけど、一旦、窓口で10割負担していただと、それで保険年金課の窓口に来て、自己負担割合を除いた、例えば、残りの7割だったり8割だったりをお戻しするという形の仕組みがございました。短期証の発行停止により、こちらの特別療養費の支給を促す形で勧奨をすると。国の通知によりますと、1年ぐらいかけて特別療養費に切り替えますよという御連絡をして、その中の交渉のプロセスにおいて納付を促すという形になっております。

実際に、もうこの特別療養費の支給をしているところが、実は26市中11市ありまして、そういう自治体にとっては、今回の短期証の廃止は、それほど大きな問題と捉えていないんです。国分寺市は、短期証の発行と、あとは納税課の収納努力のほうで対応してきたところで、私どもの市のように、今まで特別療養費の支給をしていないところにとっては、大きな枠組みの変換かなというふうに捉えております。

実際に、先ほどお話ししたように、1年かけて交渉していくので、すぐに切り替えるわけではないのですが、こちらのほうの取組というのを、他市の状況や国の通知を参考に、これからつくり上げていくというふうに考えております。

○木村委員　　もう既に26市中11市がやっているんですね。国分寺市はそうではないということで、これから1年かけてということなんですけど、当初予算ベースで、予算書でいくと、国保会計の8、9ページあたりですかね。金額は載っているんですけども、これ収納率としては、どのぐらいを令和7年度は見込まれているのでしょうか。

○下河原納税課長　　現年度で95.7%を見込んでおります。滞納繰越につきましては27.5%を見込んでおります。

○木村委員　　ということですよ。令和5年度の事務報告書は、先ほど申し上げた34.8%で記されていま

すので、これは決算ベースということで、令和7年度の予算ベースでいくと27%ちょっとということで、かなり下がることも想定をしているわけですね。

先ほど御答弁にあったように、1年かけてということなので、その過渡期という意味合いで捉えればいいのか、この制度が、手続等の仕組みが変わることによって、今まで30%台だった滞納繰越の収納率が今後は20%台に毎年落ち込んでいくという想定なのか、それはどちらなのでしょう。

○下河原納税課長　納税課といたしましては、引き続き、何の税であったとしても、厳正厳密な対応を努めながら徴収率の維持に努めていきたいとは考えておりますが、急激に減少するということでは考えてございません。

○木村委員　だから、34%から27%に急激に下がっているわけじゃないですか。そういう傾向は今後も続くんですかという質疑なわけですから、じゃあ、今後の話で、これは特別会計なので、いわゆる一般会計のようなフレームとは、ちょっと位置づけは違うのかもしれませんが、令和8年度以降は、見通しとしては、この事務報告書に載っているぐらいの数字に戻せると、あるいは令和7年度の27%というのは、別な特殊要因があって、令和5年度対比になりますけども、34%から大きく下がっているのか、その辺、お答えいただけますか。

○下河原納税課長　国民健康保険自体は、社会保険適用によって、多くの方が国民健康保険を脱退されています。その中で残った方につきましては、所得の少ない方もいらっしゃるということを勘案しながら、今回の徴収率が少し下がるということで見込みました。

○木村委員　じゃあ、今の御答弁に照らすと、国保加入者の数は、世帯数は減っているわけですので、滞納繰越の率は今後も下がり続けるという、そういう理解でよろしいんですか。

○下河原納税課長　下がり続けるというふうには捉えておりませんが、若干下がるのではないかとというふうに考えております。

○木村委員　分かりました。そうすると、最初に戻るんですけども、その短期医療証が廃止になることによって、これまでは半年ごとに必ず窓口で御相談にお越しをいただいて、各世帯、御家庭の御事情なんかや支払い能力、資産の問題とか、そういうのを聞き取りをしながら適切な御対応をしていただいた中での徴収率が維持できなくなってくれば、それに替わる仕組みというのは、先ほど少しとありましたけども、それ以外というのは、市としてやれる方策というのは何かあるんですか。

○越川保険年金課長　市として、全国的に、社会保険適用事業所の拡大というのは、先ほど納税課長からお話ししたところなんですけども、社会保険適用事業所の拡大により、仕事をしている方の加入率が下がっております。具体的には、相対的になんですけども、無職の方の加入率や、あとは納税意識のちょっと低めな方、それから外国人の加入の比率も上がってきていて、被保険者の様相が変わってきていると。

対策としましては、未申告であるがゆえに、均等割軽減がかかっていない方というのがまた増えてきているんです。その方々に対してプッシュ型の通知をお送りしたところなんですけども、また返信もないと、何度かお送りしているんですけども、返信がない、なかなかこちらから連絡しても返信がないということで、もしかしら文書が難しいのではないかと。さらに、より簡単に、これを出せば、所得がゼロであれば、軽減がかかって安くなりますよということを分かりやすいように、賦課の段階から落としていくというふうに考えております。それは、こちらの保険年金課がやることだと思っておりますので、賦課する金額を下げて、納税しやすくするというふうに対応しようと考えております。

○木村委員　納税意識が高いか低いかは、個々、差はあるんだと思いますけども、やはり納税の義務とい

うところからすれば、そこは等しく認識を持っていただくよう努力をしていただくということは、これは必要不可欠なことなんでしょうとおっております。

一方で、いわゆる勤労者の割合が減って、所得がない方の割合が増えているというお話もありましたけども、極端な話、全く収入ゼロということになって、働く条件も整っていないとなれば、これはもう、別途、生活保護の手続等の御案内をしていくというベクトルになっていくわけで、いつまでもこの滞納者という扱いにその方の身を置いておくというのはやっぱり適切じゃないわけで、滞納者である限りにおいては、やはり適切な徴税事務というのはやっていただく必要があるんだろうと。

今、外国人のかなりピンポイントの話かなと思いますけども、当然、日本人や、日本語が理解できる方々なんかでも、なかなか応じていただけないという方も一定数いらっしゃる現実はあるんでしょうし、そういった方々に対して、郵送しても返事が来ないというのは、それはよく分かるんです。だからこそ、短期医療証のシステムとしては、半年ごとに窓口に来て、対面でということをやってきたわけで、それがなくなることの懸念を先ほど来申し上げているわけですね。なかなかその答えには答弁としては至っていないのかなと思うんですけども、なかなか現状の制度の仕組み、マイナ保険証以降では、なかなか厳しいんですかね。

○越川保険年金課長　滞納する前の段階で、ちょっと文書が難しい部分とかもありますので、そのあたりで、今まで滞納してからは、様々な言語で納税課のほうで対応してくださっていたところなんですが、保険年金課としても、滞納する前の時点、もしくは1回目の滞納のところで多言語化した通知を送るなどの対応をしていこうと考えております。

○木村委員　だから、問題は外国人だけじゃないでしょう。今、先ほど来から外国人のことを強調されているんだけど、別に滞納者は外国人だけではないわけで。じゃあ、分かりやすく、日本人はどうするんですか。

○越川保険年金課長　日本人の方にも、やはり文章が難しいのかなとも思っていますので、そのあたりを含めて通知を出すと。あと特別療養費の支給に切り替えますよという通知を出すことはできるので、そのあたりでインセンティブを与えていきたいというふうに考えております。

○木村委員　なかなか難しいなというところは感じてはいるんですけども、やはり半年ごとに定期的に対面で御相談に応じていただいていた今までの仕組みというのは、それなりに一定の効果というか結果は出してきたのかなとは思っております。

新しいやり方だと、医療機関で一旦は10割負担になるわけですよね。そもそも滞納している方なわけですから、そこで、いざ病気になったり、けがをしたりして医療機関にかかろうとした場合に、いつときとはいえ10割負担しなきゃいけないということに対して、風邪とか大したことじゃなければいいんですけど、命にかかわるようなことで、いつとき10割負担しなきゃいけないということがなかなか厳しいということ。で命が左右されては当然いけないわけですし、短期医療証があれば、それはもうその発行をもって3割負担の医療を受けられるわけですから、そこはなかなか穴埋めにはならないのかなとは思っています。ですので、国の制度から端を発していることであるので、そのマイナ保険証ってね。市独自で、その辺の医療体制、どこまでいっても我が国は国民皆保険ですから、そこら辺はしっかり、市として取り得る方策というのが、今回の短期医療証の廃止に伴って、それに代わり得る何らかしら方策はないのかというのは引き続き検討していただいて、もし、そこで何かいい妙案があれば、そういったものを実施していただくというところの御努力は、ぜひ重ねていただきたいと思いますとおっておりますので、一言いただいて終わります。

○越川保険年金課長　確かに、本市のように短期医療証で納税をつなげてきたというところにとっては、かなりこれは影響があるというふうに考えております。代わり得る対応策としては、これから検討していく形になりますので、他市の状況なども見ながら、非常に私どもも収納率が下がることは懸念しておりますので、対応を考えていきたいと思っております。

○星副委員長　ほかにございますか。

○中山委員　まず一つ、先ほどの答弁の中で、納税意識の低い方という発言をされていましたが、これはちょっとふさわしくないのかなと思うんですが。取り消されたほうがいいんじゃないかと思うんですが、私は。

○越川保険年金課長　窓口で対応していて、なぜ入らなきゃいけないのかとか、入りたくないとかおっしゃる方の率は相対的に増えていて、その方が本当に納税意識が低いかどうかは分からないけれども、納税意識が低いと思われる方、納税に対して積極的ではないような方の率は増えてきていると感じております。

○中山委員　そういうことで整理をされているということですが、実態的には、率が増えているかどうか分かりませんが、そういう方がいらっしゃるというのは私の耳にも入ってきますので、承知をしていますけれども、それを直接的に、そういう表現の仕方をされたというのは、ちょっと気になったので、指摘をしました。

先ほどの収納率の関係で、今後はどんどん値上げの方向で下がっていくんだろうなと私は思っています。

先ほど木村委員が質疑されていた滞納分については、私はちょっと質疑を聞いていて、毎年の予算での見込み率と、決算がどうだったのかというのを経年的に見ないとちょっと分からないところかなと。収納率、滞納処分の努力もされているので、年度によっても違いもあると思いますので、そういうふうに思った次第なので、それは意見で終わります。

関連でお聞きしたいのは、短期証の代わりですね。これまで短期証を発行していたことは評価をしていました。答弁にあったように、短期証を発行しないで資格証というのを発行して、もう一度10割負担させるという自治体もありましたので、そういった点では評価をしていたところですが、国のほうでの制度変更ということも理解をしております。

お聞きしたいのは、聞き漏らしたところもあるかもしれないんですけども、特別療養費への切替えというのは、マイナ保険証の方ですと、登録情報の中に負担割合を市の方で設定しますよね。それで変更ができる、変更していくという理解でよろしいのでしょうか。

○越川保険年金課長　マイナ保険証の登録情報の中に特別療養費の支給に切り替えたというところのフラグを立てる箇所がございますので、そちらに切り替えると、10割負担というのを窓口で求めるような形になるのではないかと予測しています。

○中山委員　そのマイナ保険証で受診した際に、本人には通知がいっぱい届いていたとしても、その認識があるかどうかという、分からないところが実際問題あるので、要は医療現場で混乱することはないのかなと。今、フラグを立てるとおっしゃっていたので、要はその人が医療機関で受診して、何で10割負担なんだとなった際に、医療機関の窓口で、特別療養費扱いですねと説明できるのか、その辺が心配なんですよね。医療機関も大変になってしまうんじゃないかなというのを、ちょっと思ったので、そのあたりどのようになるか、現時点で分かる範囲で教えてください。

○越川保険年金課長　今までも、保険証をお持ちでなく受診した場合には10割ですよというふうに医療機関で言っていたかと思うんです。それが特別療養費というフラグが立っていることで、10割です

ねというふうに、医療機関が被保険者に対してお話をするというので、それほど混乱は生じないかと思うんですが、被保険者がそこで気がついて医療機関に苦情を申し立てるなどの対応は予測はされます。

○中山委員　そうは言われても、窓口での混乱もちょっと不安が残るかなと思います。

今、そのマイナ保険証を利用されている方ですね。マイナ保険証を利用されない方には資格確認書、今までの保険証と同じようなサイズのものが送られると思うんですけど、滞納している方には、それも送らないという理解でよろしいんですか。

○越川保険年金課長　3月31日で、今の短期証の有効期限が切れます。3月21日ぐらいの発送を予定しているのですが、7月31日までと有効期限を切った資格確認書をお送りします。この7月31日は、別に滞納者だから短いというわけではなくて、12月2日以降、資格確認書を出している人の有効期限は皆さん7月31日で、8月1日からの資格確認書をまた出しますので、そこに合わせた有効期限のものを出します。

○中山委員　滞納されている方にも出されると。分かりました。また、その点は私も研究してみたいと思います。終わります。

○鈴木委員　資料ありがとうございました。先ほど、一番最初に御説明があった当初予算の総額について質疑させてください。1ページ目です。

令和6年度より当初予算額が減っていることの原因がちょっと聞き取れなかったんですけども、これの確認ですが、赤字分とされている一般会計からの繰入金を減らしていることや、都支出金、都補助金が減っているからというふうに考えてよろしいでしょうか。

○越川保険年金課長　歳出におきまして、納付金が減額になっていることも影響しています。

この納付金の減額なんですけれども、理由としては、高額療養費の上限の見直しの部分も含んで、今回下げたというふうに東京都から言われていまして、高額療養費の上限見送りになったので、その影響は、実際には、東京都が基金を取り崩すような形で対応するしかないのかなと現時点では推測しております。本市としては、高額療養費の上限の見直しが反映された納付金の減ということで、実際の歳出が減になっているところもございます。

○鈴木委員　分かりました。この間、国会でも高額療養費の問題が非常に話題になっていましたので、その点については分かりました。ありがとうございます。

それで、またちょっと違うところですけども、被用者保険の適用拡大も、今、進んでおります。市の国保財政に与える影響をどのように見込んでいるのか、現時点で分かる範囲で構いませんので、教えてください。

○越川保険年金課長　具体的な給付費のところでは反映していないのですが、被保険者数の減少率のところには反映させてあります。大体3.3%減になるのではないかと想定しております。

○鈴木委員　分かりました。加入者が減りますので、国保財政がどうなるかなというところは、今後も私自身もちょっと勉強していきたいと思っております。

あと、またちょっと違う質疑ですが、国保の加入者は、世帯年収200万円未満の方が7割ほどいる現状になっておりますが、そのうち所得ゼロの子育て世帯というのも230世帯ほどいると、以前出された資料にはあります。この辺、今後、来年度予算では、国保の保険料の値上げ等もありますけれども、その辺の方々への負担についてはどのように考えるか、市の考え方を教えてください。

○越川保険年金課長　低所得者世帯への負担軽減は、国の法改正により、さらに拡充される予定になっております。

まだ法が施行されていないので、今回の議会にはお出しできないのですが、そちらの軽減となる世帯の幅は広がっていきます。

確かに、物価高の影響で家計が苦しいという世帯は増えているのではないかと考えられますが、そちらのほうは国保に限ったことではなく、市民一般を対象にした低所得者への支援策でカバーしていただくというふうに考えております。

○鈴木委員 分かりました。

御答弁でもありましたが、物価高の影響や、国保に限ったお話ではないということでしたけれども、国保の加入者が、世帯年収が低い方々、とりわけ200万円未満の方が非常に多い中で、この負担額、保険料の見直しというか、値上げがどのように影響するのかというのは、私は非常に危惧しているところです。

取りあえず以上で質疑を終わります。

○中山委員 関連のような質疑になると思います。

法定軽減ですけども、幅が広がると答弁されていたように、7割が、さらに8割軽減、9割軽減になるということではないですよね。そういうことなので、鈴木委員は所得ゼロを乗せたいということ、最初、申されていたので、その世帯への軽減は変わらないわけです。7割軽減ですね。ですので、冒頭、高野委員が所得ゼロの世帯でも1,800円の値上がりになるかという質疑をされていたけども、世帯構成で若干変わるのであれですけども、答弁としては、所得ゼロの世帯からも、きちんと保険税を徴収する仕組みになっているとありました。

その辺の不安は、それぞれあると思うんです。私も強くあります。所得ゼロで子育てをしているという状況が一体どういうことなのか、どんな暮らしになっているのか、本当に心配するところであります。

先ほどの滞納者のところから、木村委員が生活保護の視野もということをおっしゃっていましたが、この所得ゼロでの子育て世帯というの、やはり同じような向きの世帯なのかなというふうに思っております。

質疑しますけども、昨年の国保税の改定の際の議案のところ、分析をされたのは市ですよね。市がした分析について、今後も分析を進めてほしいという質疑をいたしまして、答弁としても、今後さらに深めていきたいという答弁でした。今後どういう分析をされていく方向か、それについて確認したいと思えます。

○越川保険年金課長 今、御指摘がございましたように、今後の分析ということで、実際に滞納している世帯の収入、所得状況がどういうふうになっているのかを30世帯ほど見ました。そのところで、統計が取れない。年間収入が20万円とか10万円って、一体、どういうことなんだろうというのが予測がつかないような御家庭が非常に多く、例えば、年収120万円で子どもが2人いて、基礎控除が抜かれて所得がゼロだったら分かるんですけども、一体どういう働き方をしているのか予測がつかなくて、30人調べても何ら統計が取れない、分類ができないような状況で、生活が全く見えない。なので、対応策も、ちょっと今、考えあぐねているところでして、実態というのはなかなか把握するのが難しいなと考えているところです。

○中山委員 考えていた以上に、収入額が少ないということですね。今おっしゃられたように年収120万円とか、少なくともあるんじゃないかと思っていたところ、それさえもないと。

分かりましたというか、ただ分析は、引き続き私もお願いしたいなと思います。

厚生文教委員会のときも申しましたが、世帯全体の中で、所得200万円未満の世帯が7割を超えているわけですし、先ほど高野委員も言われていたように、所得ゼロの世帯、これがやっぱり一番多く、

6,000世帯を超えて3割になるわけですね。この前の分析では、こういう方たちは法定軽減があるから影響は軽微じゃないかという結論でしたけども、暮らしの実態を考えれば、その僅かな負担増によりさらに苦しくなっていく。それはイコール滞納につながっていくというところもありますので、引き続きの分析は求めたいと思います。ただ、今、その分析の難しさの一端もお聞きをしましたので、私もどんなふうな分析があるのかというのは、ちょっと考えてみたいかなというふうに思います。

子どもの均等割軽減は、私も求めようと思っていました。先ほど既に質疑がありまして、子どもの均等割の軽減の繰入れ分が決算補填目的になってしまうと。ここでは質疑しませんが、私、その点は論争があったかなと思うんです。各自治体、子ども世帯の軽減のためにやっていて、それが赤字とみなされるということについて何かあったと思うので、また私も調べたいと思いますけども、先ほどから言っているように、所得ゼロの世帯でも、こうやって加入者がいるわけで、子どもの均等割の軽減を、少なくとも低所得者にしていくのかとか、そういった研究はぜひ続けていただきたいと思いますので、この点は要望で終わります。

最後の質疑で一つ、高額療養費についてです。

上限の見直しがあったために、事業費納付金は減額になったとされたところで、高額療養費の見直しが凍結されましたので、東京都が年度途中で納付金を増やしてこななければいいなというのはちょっと思っているところですけども。

質疑としては、この高額療養費の負担の引上げについて、凍結されたことはよかったなと思っているんですけども、これが実施されたとしたら、市民にとっても命に関わる問題だと私は思っておりますが、その辺、担当はどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○越川保険年金課長 低所得者にはかなり配慮される形の見直し案でしたので、金額は住民税非課税世帯であれば、そんなに高くはならないのではないかと想定はしておりました。ただ、国の制度ですので、こちらのほうでどうこうということまでは考えておりません。

○中山委員 この見直しが急に取り沙汰されてから、20代、30代のがん患者の方たちが、これでは治療を受けられなくなるという声が一斉に上がりました。そのほかにも様々、定期的に病院に通わないといけないうちからの声が大きく広がって、それもあって凍結されたというふうに私は認識をしておりますけども、国保にそういう方がどの程度加入されているかという問題もあるかもしれませんが、私は市民の命を守る問題として、凍結をしたわけですから、今後、高額療養費の見直しをしないように、そういった声を地方からも上げていただきたいと強く思っておりますが、どのようにお考えかお聞きします。

○越川保険年金課長 国の制度ですので、こちらのほうから、そこに関して要望を上げるというのは難しいところです。

それから、現役世代の高額療養費の部分というのは結局誰が支えているのかというと、保険料率に係ってくる場所なので、全てのバランスを考えながら制度を組み立てなければいけないということで、単純に、ただ上げないよというのは、代わりに保険税率を上げなければいけない形になってしまうので、言い切れないかなというふうにも考えております。

○中山委員 その点については、国保制度そのものの構造的な問題というところで、ずっとこの間、私、質疑をしております。

今の答弁は、要は高額療養費だけに限らないということなわけなんですよ。全体的な制度として、どこまで被保険者の負担にするのか、自治体が負担をするのか、国が負担をするのか。国の負担が、この間、

30年、40年規模で見れば、どんどん減らされている。その中で、自治体が頑張って国保税値上げを抑えるように法定外繰入れしてきたわけですね。それを一方的に赤字というふうにみなされて、強力的に解消を求められている。強制力はないんですけど、これも常々言っておりますが、そういった全体的な制度を変えていくというのは必要だと思っております。

ただ、その中で、国分寺市として、国保加入者の命と健康を守る、希望される医療がきちんと受けられる、そういう状況をつくっていくのが大事な視点だと思いますし、そのためには、今、国の制度ですのとおっしゃっていますが、国に対しても要望しないといけない問題というのは多々あると私は思っていますので、この点、答弁は求めませんが、ぜひ、そういう立場でお願いしたいなと思います。

終わります。

○星副委員長　ほかに質疑はございませんか。

○及川委員　東京都が市に求めている標準保険税率になるのは何年後になるのでしょうか。

○越川保険年金課長　予定では赤字削減は令和15年度を目指すとしていますので、15年度を目指して行動するという形で、今、計画はしているところです。

○及川委員　そうすると、あと8年ぐらいという感じですね。

それで国分寺市はかなり開きがあるので、その間、少しずつ値上げをしていくという見通しというか、予定というか、そういうことにならざるを得ないと思いますが、それでいいのでしょうか。

○越川保険年金課長　東京都に出している国保の赤字削減計画、解消計画の中においては、毎年度1億円ずつ赤字を減らしていくという計画を立てているところです。

○及川委員　本当に国の制度なので、都道府県下についても、そういう大きな流れで、東京都が一番遅れているということなんですよね。大阪府なんかは全部統一されているので、そういった状況を見ると致し方ないと思いますが、先ほどの話にもあるように、すごく拡大しているわけですね、社会保険がね。かなり小さい会社もそちらのほうに移行しているので、本当に加入者が少なくなっているわけです。今後さらにマイナス3.3%ですか、年々減っていくわけで、しかも、低所得者のほうは大幅軽減幅が広がるという先ほどの話がありましたけど、本当に高所得者の方はいいかもしれませんけど、やっぱりぎりぎりの方、そのボーダーよりちょっと上の方たちというのが本当に厳しいんだと思うんです。年々上がっていくわけで、それで支える人が少なくなっていくって、それで限られた方々で重い負担を支えていく制度になってしまっているの、フレームなんかは出ていないので、なかなか難しいんですけど、将来的な見通しというのは何か国のほうの審議会とかで出ているものはあるのでしょうか。

○越川保険年金課長　そのあたりが細かく国から具体的に出ていなくて、市町村のほうからは、全国市長会でも医療保険制度の一本化を強く求めるような形になっております。このままの公費負担の割合では、市町村国保の財源というのはかなり厳しいというふうに全ての市町村が認識しているんですが、国のほうはどう考えているかがちょっと見えないところです。

○及川委員　分かりました。国民皆保険ということで、みんな保険に入っていて、それぞれ少ない負担でお医者さんにかかるということで、そうじゃない国もあるので、それはそれでいいと思うんですけど、なかなか厳しいなという感じで、制度間の不公平感がすごく出ているなという感じがしますが、今後も取りあえず標準保険税率を目指して、赤字解消するという方向でいかざるを得ないというふうに思っていますので、なかなか苦しいところですけども、そういうふうな感想を私も持っております。

終わります。

○新海委員　なかなか難しい制度で、保険年金課長が非常にはっきりした答弁をしていただきまして、本当にありがとうございます。

先ほど言ったように、やはり一本化するのが一番これから重要だろうと思うんです。あまりにも社会保険、それから共済との差が開き過ぎていまして、これは我々としても一本化を求めているというふうに考えております。

それと先ほど、30人の例の分析の件ですけど、その人たちは電気代とかガス代とか、それは払っているんですかね。どこからお金が入ってくるかが分からないというところが非常に問題なんです。実際には入っていないながら、何とか逃れようとしている、そういうところもあると思います。電気・ガス代とか、車を持っているとか、そういうのがあるかどうか、その辺の調査はできないんですか。

○越川保険年金課長　賦課する時点では、そのような調査はできず、滞納しているところで滞納処分するに当たって、そのあたりの調査ができるという形だと思います。

○新海委員　本当に困っている人と、困ってはいないけども払わない人といいますから、その辺はしっかり調べていただいて、ぜひ、頑張ってください。

○小坂委員　ちょっと細かいところでお伺いをしたいと思います。15ページの国保事務に要する経費のところでは、

総務費が、御説明の中にもありましたけれども、大きくはシステム改修を行わないというような理由で約17.5%減となっています。人件費については、処遇改善を行って上がっているにもかかわらず、一般管理費2,630万円減ということで、様々御努力いただいているのではないかなというふうに考えております。

消耗品費について、お伺いをいたします。令和6年度予算で約1,867万円あったものが令和7年度は46万円と激減をしておりますが、この理由についてお伺いをいたします。

○越川保険年金課長　今までの当市が採用していたシステム契約の中では、帳票の台紙などは消耗品費で計上しておりました。こちらのほうが新しいシステムに替わったことで、委託費で計上するという形になっております。

○小坂委員　委託費のほうに入っているということで理解をいたしました。

もう一点、別のところでお伺いをいたします。

29ページの医療費適正化に要する経費になります。こちらの医療費適正化支援事業委託料です。令和5年度決算で1,973万円、令和6年度予算1,500万円、令和7年度は1,176万円の予算が組まれています。4ページのほうで、今回初めて、令和8年度から11年度、債務負担行為が組まれています。御説明の中で、単年度事業費が減らせたというのは、今後この部分になるのかなと思いますが、債務負担行為を組まれた理由について、お伺いをいたします。

○越川保険年金課長　令和5年度までは、特命随意契約で、こちらは国保のデータヘルス計画に基づいて保健事業を行ってきておりまして、ある事業者の特命随意契約をお願いするような形で予算を計上しておりました。

令和6年度にデータヘルス計画を国が見直したことによりまして、特命随意契約で特別な事業者でなくても、ある程度の能力を持っていれば参加できるようになりました。そこで、令和6年度は入札により事業者を決定したところです。

1年間進めていく中で、これは複数年度でお客様の状況を見ながら、過去のデータを使いながら、次の事業、効果的な事業を模索していくほうが効率的であるというふうに考えるようになりました。そこで今

回、複数年度契約で見積りを事業者をお願いしたところ、複数年のほうが事業者のほうもやりやすいと、一々データベースを作らなくてやれるので、その部分単価を下げられるというふうに話がありました。そこで令和5年度のときに比べても、もともと入札にしたことによって、大分費用が安くなっていたところですが、複数年の債務負担行為を組んだことにより、さらに安い見積りが出された。さらに今回、入札が行われまして、かなり事業者間で競争したことにより、ここでも費用が大分削減できたという結果になりました。

○小坂委員 ありがとうございます。その部分で費用の削減をしていただいたということです。具体的にどれくらい削減できたのか、お伺いをいたします。

○越川保険年金課長 令和6年度と比較しますと、大体5年間で2,600万円の削減に成功したということになります。

○小坂委員 債務負担行為で複数年度にすること等含め、様々、事業者選定のやり方の工夫で2,600万円減ということで確認をさせていただきました。

こちら業務委託ということですが、具体的な内容については、私が調べた限り、令和4年度第5回国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会の資料の中に、糖尿病の重症化予防ですとか、健診異常値放置者受診勧奨の通知、多受診の方に対する指導、ジェネリック差額通知等が出ておりましたが、具体的にどのような業務を委託するのか、お伺いをいたします。

○越川保険年金課長 令和7年度は、今、委員がおっしゃっていただいたような事業に加えて、多剤重複服薬のほうにも力を入れていきたいというふうに考えております。

○小坂委員 薬の多剤重複服薬については、大きな社会問題になっているかと思います。なかなか難しい課題かと思いますが、ぜひお願いしたいと思っています。

民間と共に業務を進めていくことで、自治体と民間が目標を共有して、多角的に推進していただければと思います。

また、これまでの議論の中で、国の制度の中で、国保の制度は様々な困難な課題があること、理解をしておりますが、私からも重ねて、物価上昇の中で苦しい御家庭が増えていくと思いますので、丁寧な対応をお願いして終わります。

○木島委員 データヘルス計画なんですけれども、ということは、この令和7年度から新たな計画期間に入るということなんですかね。一定、これまで成果物というか、データヘルス計画の冊子なんかも頂いていたんですけれども、これがまた新たに変わる、その計画期間も含めて、今後の見通しについて確認をさせていただきたいと思います。

○越川保険年金課長 現行のデータヘルス計画は、令和6年度から11年度の6年間になります。成果物なんですけど、今までは冊子のような形で出していたんですが、国のほうで、振り返りのほうの計算シートみたいな形で統一された形で振り返ることができるようになっております。そちらのほうは、まだ作成はしておりません。

○木島委員 分かりました。大いに参考になる取組だったなというか、私も議会でいろいろ、健康ポイントのときだったかな、議論を進める上で参考にもすぐなる指標というか、多角的な分析というんですか、できる部分もあるので、そのあたりについて、市としても、今、小坂委員からも、その在り方について一定議論があったと思いますし、私も同じ思いでもあるので、適正にというか、適切にそういったお力なども、しっかりと活用しながら、市にとって、本当に安心な国保の体制が構築できるように期待をしております。

ますので、よろしくお願いします。

○高瀬委員 簡単にお伺いしたいと思います。

今までの質疑にもありますように、この制度そのものが大変な問題だなというふうには思っているところ です。

先ほど来ありますけれども、法定外繰入れですね。それが決算補填等目的かそれ以外かで、赤字かどうかというようにみなされると。また、高野委員との御質疑の中でも、市が独自に軽減策をしようとしても、それも赤字とみなされると。これまでも議論があったところですが、そのような状況、あるいはその保険料率を上げて基準に持っていかなければ、ペナルティということは今までも説明がありましたけれども、そこがかなり大きくなっていくだろうということがありました。

そういった視点でちょっと見てみますと、その保険者努力支援分というところが予算書の11ページにあるんですが、それがいわゆる市に東京都からの支援分としてあると。そのペナルティが薄くなれば、そこが増えていくということかと思うんですが、ここが考え方として当たるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○越川保険年金課長 保険者努力支援、11ページの上から1、2番目のところですね。こちらのほうと、あと、その下の都繰入金（2号分）というところに、赤字が多い団体はペナルティがつけられて、支給される額が減るという形になります。

令和7年度の予算計上時点では、令和6年度の支払い見込みの額を入れておりますので、これから赤字が削減していく部分というものの増加分は、ここの歳入には見込んでおりません。

ただ、実際に令和7年度分として、今、算定したところでは、令和6年度は令和4年度の赤字の状況で減点がされて、かなり点数が低かったのですが、令和7年度は令和5年度分の状況で、令和5年度分の状況としては赤字を初めて減らすことができたので、ペナルティはこれより減るので、少し増えるのではないかなと思っております。

○高瀬委員 分かりました。2年前のものが反映をされていくということですね。私、1年前かと思ったんですが、2年前ということです。

令和6年度の予算書ともちょっと比べていたんですが、令和6年度より令和7年度のほうが保険者努力支援分だけ見れば減額になっているということがありましたので、どういうことなのかと思い、お聞きをいたしました。なので、令和7年度については、保険料率も上げていますし、そういった意味では2年後に反映されるのかなということで、今、確認をさせていただきました。

ここについては、その内容については、どのようなことがあれば、さらに国分寺市として上げていくことができるのか、工夫されていることや取り組んでいることについて、お伺いしておきたいと思います。

○越川保険年金課長 保険者努力支援は、当市はなかなか取れるポイントが少なく、非常に悩ましいところ です。上げやすいところとしては、健診の受診率、それからあと、今、検討している健康ポイント、このあたりを始めていくと点数が上がっていく形になります。

それから、効果的な広報というところで、オンライン申請を始めると5点もらえるそうなので、これを3月31日までに公開しようと、先日公開したところです。

そういう小さなところの積み重ねで点数を取っていこうと今考えているところです。

○高瀬委員 考え方としては、市として得られるものについては、やはり金額を積み重ねていく必要があると思います。

ただ、それをやるために、様々、本当に必要であればいいんですけども、内容というものは少し精査していかないと、少し厳しい、追い詰められるかなというような気もしましたので、そこについては、本当に有効にできるものを積み重ねていただきたいというふうには思います。

それで、国保の加入者の人数が、やはり被保険者が減ってきていると。今年、2025年ですけども、団塊の世代の方が、皆さん、後期高齢者医療制度のほうに移られますので、そういった意味では、今回の令和7年度の予算については、大体何人で見積もられたのか、また、昨年度から何人減になっているのか教えてください。

○越川保険年金課長 被保険者数は、昨年10月末の被保険者数に減少率マイナス3.3%を乗じて、月平均2万507人というふうに見込んでおります。

令和6年4月時点での被保険者数と比較すると、1,362人の減というふうに考えております。

○高瀬委員 分かりました。ありがとうございます。

今回、保険料率の見直しをしたこともあり、保険料については増額になっていますけれども、その他が全てマイナスになっていると。やはり人数が減ると医療の使い方も減りますし、それに伴って、支援費なども減ってきているんだろうなというふうには見ていたところです。

これからまた、しっかりとこの動向は見ていかなければいけないと思いますけども、本当に先ほど来ありますように、制度そのものが問題だと思っておりますので、そこは何とか改善をしていけるように、ぜひお願いしておきたい、言っていっていただきたいと思いますので、お願いいたします。

それと、もう一点なんですけれども、マイナ保険証の関係ですが、令和7年7月から資格確認書であったり資格情報のお知らせを送付し始めるのかなというふうにホームページなどで見ております。それについての必要な経費についてはどこに入っていて、どのようになっているのか、あるいは国からの補助が全額あるのか、人件費を含めて確認させていただきたいと思います。

○越川保険年金課長 8月から使える資格確認書、もしくは資格情報のお知らせ、こちらのほうは郵送ということで、郵送料のほうに反映させてあります。人件費などには反映させていないです。

○高瀬委員 これによって職員の皆さんの事務がかなり多くなるのではないかなと思っています。

これまでも12月2日から保険証は発行しないということになったんですけども、そういったときにも、かなり混乱しているというのは報道などでもありましたし、恐らく、この国分寺市でもそうだったと思います。

職員の皆さんが本当に忙しくなって、この制度に合わせていくために、仕事量も増えているのではないかなと思うんですが、そういった人件費等々は国からの補助は特にはないということでしょうか。

○越川保険年金課長 国からの補助金は、マイナ保険証絡みで委託に出すと、例えば、保険証とマイナンバーカードの一体化の事業を委託に出すと補助金が入りますが、市の職員がやる分には、一切、人件費の補助は出ないという形になります。

○高瀬委員 その意味でも、制度としてどうなのかなと思いますけれども、分かりました。

また今年度、そういった新たな動きが出てまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

○星副委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいですか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

これより議案第2号、令和7年度国分寺市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。本案を原案の

とおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○星副委員長 賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

それでは、1時間たちましたので、10分ほど休憩したいと思います。

午前10時42分休憩

午前10時54分再開

○星副委員長 それでは、委員会を再開いたします。

◇

○星副委員長 続きまして、**議案第3号 令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算**を議題といたします。
担当より説明をお願いいたします。

○澤田高齢福祉課長 それでは、よろしくをお願いいたします。議案第3号、令和7年度国分寺市介護保険特別会計予算について、御説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額を100億8,781万9,000円といたしたいというものでございます。

それでは、資料第9号に沿って御説明いたします。ページにつきましては、資料下部に記載の数字で御説明いたします。まず、表紙をおめくりいただいて1ページになります。こちらは予算の全体像となります。表の上に記載のとおり、総額対比で前年度と比較して約2.4%の増となっております。

次の2ページは歳入予算額の一覧となります。款4、国庫支出金、項2、国庫補助金の減につきましては、調整交付金の減が主な要因となります。各負担金、補助金、繰入金については、介護給付費の歳出の増に伴い、ルール分の公費負担が増えることによる増となります。款7、財産収入につきましては、近年の預金利子の上昇による介護給付費準備基金の運用に係る増となります。

次の3ページは歳出予算額の一覧です。款1、総務費、項1、総務管理費の減については、基幹系システムの入替えに係る経費の減が主な要因となります。款2、保険給付費、項6、市町村特別給付費については、送迎サービスの支給に要する経費がゼロとなることによる減となります。一般介護予防事業費の減については、介護予防・フレイル予防推進員配置事業を一般会計に移行したことによる減となります。その他の経費につきましては、高齢者数の増やサービス利用の増により軒並み増額としております。

次の4ページは一般会計繰入金です。表の上から5番目、その他一般会計繰入金の減については、基幹システムに係る経費の減に伴う繰入れの減となります。

次の5ページは保険料に関する資料となります。被保険者数の増により約8,000万円の増となっております。

次の6ページは保険給付費の予算見積りの資料です。こちらは事業計画の数字をベースとした見積りとしております。

次の7ページは予防給付費の予算見積りの資料となります。こちらも保険給付費と同様に事業計画の数値をベースとして見積りをしております。

次の8ページは地域支援事業費の資料です。令和5年度から実施している重層的支援体制整備事業の額を併記する記載としております。表は、大きくアからウの3つに分かれておりまして、それぞれに上限額を記載しております。重層的支援体制整備事業費を含んだそれぞれの合計がこの上限額以内となる必要があり、これを満たしていることを表よりお読み取りいただければと思います。

次の9ページは基金の状況です。第9期計画期間の3年間はこの基金を活用して保険料額を据え置くこととしており、令和7年度においては当初予算で約1.8億円を取り崩すこととしています。

次の10ページは第1号被保険者数と認定者数の推移となっております。

説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星副委員長 説明が終わりました。こちらを一括質疑として行います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○高野委員 御説明ありがとうございました。予算書の4ページのところで、保険料が昨年も同じぐらいだったと思うんですが約7,700万円増となっておりますが、これは、先ほど御説明が一部あったかもしれませんが念のため確認なんですが、これは人口増が保険料収入の増の主な要因と考えてよろしいのでしょうか。

○澤田高齢福祉課長 人口の増に伴いまして被保険者数が増しているのと、若干であります但し保険料段階が少し上にずれていっている感じもありまして、そういった要因が重なって保険料の収入増が見込まれているという状況です。

○高野委員 分かりました。確認ですが、保険料の改定はないということでよろしいですか。

○澤田高齢福祉課長 第9期計画期間の令和6年度から令和8年度については、保険料の基準額は同一となります。

○星副委員長 よろしいですか。ほかに。

○皆川委員 対象者が本当に増えているというところではまさに介護、もちろんそういう状況になったときはしっかり制度を使っていただきたいというのと併せて、そこに移行しないまでのフレイル予防というのも重要だろうと思います。

そこで、予算書でいきますと34ページです。介護予防に関わってお聞きします。資料でいきますと8ページです。地域支援事業ということで介護予防ケアマネジメント事業であったり、ここに関わっては前年度に比較する伸び率が30.2%だったり15.2%というのがあるんですが、この増えた要因について教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長 今、御質疑いただきました30.2%は、介護予防ケアマネジメント事業費・職員人件費その他のところと、それから介護予防ケアマネジメント事業に要する経費が15.2%という御質疑だったかと思いますが、介護予防ケアマネジメント事業に要する経費の増額につきましては政策的経費のほうで上げさせていただいております。マネジメントの負担、地域包括支援センターのケアプランの数が増えているということで、安定的な運営を目指しまして、委託料の増額を今回しているという状況となっております。

○皆川委員 要するに、この地域支援事業に関わって、介護予防ですね、人件費と事業費の増ということなんですが、各地域包括支援センターのほうに今までよりも上乗せしてお支払いして、人件費であったり事業の充実を図っていただくということなんだと思うんですが、それはそれぞれの上乗せ額が幾らなのか、均一なのか、その点を教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長 6センター均一でお支払いの増額を予定しております。1センター当たり200万円の増額を計上させていただいております。

○皆川委員 分かりました。ありがとうございます。1センター当たり200万円ということで理解しました。この事業に関しては、決算でいきますと事務報告書にもありまして600ページ、601ページで、課題と

ということでも、現状維持でありますけれども様々団体数ですとか、この資料を見るとサービスBで住民主体型がゼロだということであつたり記載があるんですが、令和7年度に向けて200万円増額するわけですし、仕様書にも盛り込むのかなと思うんですが、どういうことを目指してどういう方向で進めていくのか、その点を教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長　　今、御質疑いただきました介護予防・生活支援サービス事業の課題への取組についてということでお伺いしておりますけれども、介護予防ケアマネジメントも含めて増額を図っているというのは、センター全体の運営を適切に行っていききたいということで、その一つに総合事業の取組もございますので、総合事業の取組につきましては要支援の方であつたり事業の対象者の方、そこに地域住民の方々の助け合い等も含めて地域の状況を踏まえて、地域資源であつたり地域の方々を支援していくような体制を取っていききたいと考えております。

○皆川委員　　分かりました。これまで以上に200万円という形で上乗せして事業を進めていくということで、細かい話はいたしませんけれども、しっかり取り組んでいただきたいと思います。ただ、地域包括支援センターは市内に6か所あり、国分寺市の人口規模にしてはかなり充実しているんじゃないかと私は思っております。もっと大きな自治体でも、国分寺市よりも人口が多い所でも6か所というようなところも聞いていますから、国分寺市はそういう意味では程よい形で地域に点在しているなと理解しております。そしてまた、地域包括支援センターも、例えば府中街道沿いにもございますけど、ちゃんと市民に周知するような案内看板があつていろいろな情報提供をしていらっしゃると思います。本当にそれぞれの地域包括支援センターが御努力して、もしかしたら仕様書以上のお仕事もなさっているかなと思われるくらい頑張っているんじゃないかなと思っております。地域包括支援センター自体は一般会計ですので、そちらはそちらで終わっていますけれども、ぜひフレイル予防という視点でも重要な事業だと思いますので、200万円を有効な形で使っていただきますようお願いして終わりたいと思います。

もう一点あるんですが、よろしいですか。ここはすぐ終わります。予算書の36ページです。今回、高齢者成年後見制度利用支援に要する経費に関しても予算額が増えているということです。現状と、対象者が増えるんだろうという予測の下だとは思いますが、少し御説明していただければと思います。

○土井地域包括ケア担当課長　　今、御質疑いただいたとおり、見込みの人数を少し多くしているという状況です。というのが、昨年度は市長申立ての件数が少なかったんですけれども、今年度に入りまして急激に増えて5件ということがございました。それから、今回こちらでも政策的経費のほうで対象の新規の申立費用の助成と、あと対象者を一部拡大したということもございますので、その分の見込みを計上させていただいたという形になっております。

○皆川委員　　分かりました。こちらでも事務報告書では602ページ、603ページなんですけれども、かなり関係機関とも連携しながら、情報を取りながらやっていらっしゃるんだと思います。最終的には市の責任で対応なさるんですけれども、地域の民生委員の方であつたり、また市内には社会福祉協議会もありますし、民間の権利擁護に対応しているところもあります。情報をしっかり収集して、令和6年度は分かりませんが、かなり深刻な状況ではあるなと思っております。その点、令和7年度に向けて他機関との連携も含めてやっていただきたいということで、一言いただいて終わりたいと思います。

○土井地域包括ケア担当課長　　今回、政策的経費のほうでも、成年後見制度を適切に利用していただきたいということがございます。その背景としましては、判断がなかなか適切にできなくなってきたという状況は、地域の専門職をはじめとして、地域の方の情報を適切に早めにキャッチして、必要な方にはこの制

度を使っていたきたいということで今後も進めていきたいと思っております。

○中山委員 皆川委員の前段の質疑の関連になります。事務報告書の600ページ、介護予防・生活支援サービス事務事業です。これは要支援1と2の方の訪問通所介護の、基本的には総合事業としての実施だと思えますけども、このサービスBです。この申請団体はゼロと、事務評価のところに活動団体は訪問型が1団体、通所型が3団体とあります。この利用者はそれぞれ何人だったんでしょうか。令和5年度と、令和6年度も分かる数字があれば教えていただきたいんですが。

○土井地域包括ケア担当課長 利用者の数は、現状はゼロでございます。

○中山委員 通所も訪問も両方ともゼロですね。サービスAは一定利用者があるのかなと思いますが、承知しました。

事務事業評価のところに、多様な主体によりサービスが提供される体制整備を引き続き目指していくとあるんですが、端的にお聞きしますと、国は総合事業の拡大、そしてサービスBを本来中心としたサービス展開というのを前々から方向性として打ち出しています。そうした中で、実態としては、サービスBはやり切れないわけです。国分寺市でもやり切れていない、その受け手がいないわけで、成り立たないんですよ、国の方向性に対して実態として。ただ、その中でも国はいまだに基本的には総合事業拡大の方向性ですので、それをされてしまうと必要な方への必要なサービスというのがかなり厳しくなっていく。サービスAは、従前の介護サービス提供事業者が報酬を減らした上で実施している事業ですので、今でさえ経営が相当逼迫している、さらにここから要介護1と2まで総合事業が広がってサービスAが増えたら、事業所はやっていけなくなってしまうわけなんです。そういうことを考えると、総合事業の拡大の方向性については、現場の実態としてそれは成り立たないということをきちんと国に声を上げていくのは非常に重要な点だと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長 今回、第9期の計画策定に向けて、国のほうも総合事業の見直しの検討会ということで中間報告を出されております。その後、今年度、令和6年8月に総合事業のガイドラインの見直しということで、国から通知で情報提供がございました。これまで、国もサービスBにつきましては一類型ということで、これを進めていくような形で市町村に情報提供していたんですけども、今回、基本的なところは変更しないということですけども、サービスBはあくまでも一つの類型ということになるので、地域の方が御本人の希望に基づいてサービスを選択していけるということが大事だと国も言っておりますので、こちらの要支援の方、事業対象者の方が受けるサービスではございますけれども、その垣根を越えた形で住民の方同士の、まだ自立している方同士のつながりも含めて、地域でそういった希望に応じたサービスを選択していける、その取組を市でも続けてまいりたいと思いますので、国の動向の推移を見守っていきたいと考えております。

○中山委員 ただ、実態としては、事務報告書にもあるようにサービスAなわけです。サービスBについては変更しないけども、一つの類型、例えとしてこういうやり方もあるよと、ほかのやり方でもいいよということですね、今の御答弁ですと。ただ、それは今も一定程度取り組まれていると思うんですけども、そこに要支援1と2の方、今後拡大されてしまえば要介護1と2の方が生活できる介護、生活できるサービスを提供できるのかといえば、それは私は大きな疑問が残りますので、きちんと保険として、今でいえば40歳から保険料を徴収していますので、65歳を超えて必要な方には必要なサービスが受けられるという状況、それが保険としてのあるべき姿だと思いますので、その点は一言述べておきます。

もう一点あります。事務報告書の594ページで3番、障害者控除対象者認定書の交付事務とあります。

令和5年度は106件、過去も見ましたが令和4年度が146件、令和3年度が62件でした。これは幾つか条件がありますが、基本的には要介護3以上の方が対象になるかなと思うんですが、前々からこれは少ないんじゃないかという指摘をさせていただきまして、周知の仕方を少し改善していただけたのかなという認識になっておりますが、これは申告が必要ですので、毎年申告が必要になるという認識でよろしいでしょうか。

○澤田高齢福祉課長 申告は毎年行っていくことになります。

○中山委員 高齢者の実態で申告が必要なのかどうかという、収入との関係で、それもあると思うんですが、分かりました。この件数について、ただ私は先ほど述べたようにまだ少ないかなと思うんですが、担当としてはどのようにお考えでしょうか。

○澤田高齢福祉課長 御申請いただいた件については全て審査して、該当する、しないの判断をした上で交付しております。周知の仕方について、工夫できるところについては引き続き行ってまいりたいと考えます。

○中山委員 きちんと制度にのっとった節税ができる場所ですので、制度を知らなくて申請していなかったという方を出してはいけないところだと思いますので、ぜひ周知の工夫というのはお願いしたいと思います。終わります。

○はぎの委員 私からは予算書の36ページ、認知症サポーター等養成事業に要する経費になります。予算説明資料は8ページの真ん中あたりです。これは昨年も御質疑させていただいていますけれども、今回、令和7年度において伸び率が12.3%ということで増えております。そして、事務報告書では令和5年はサポーター養成講座593人ということで、令和6年度の恐らくデータ等もそろっているかと思いますので、その辺も踏まえて今後の進め方を、もう少し具体的なイメージが分かるような形で御説明をお願いします。

○土井地域包括ケア担当課長 認知症サポーター等養成事業の件で御説明いたします。今年度の取組状況としましては、認知症サポーター養成講座は3月開催の予定も含めまして23回開催となっております。受講者数は予測値ですけれども663人という予定になってございます。それから、あとほかのサポーターフォローアップ研修は普及啓発月間の取組の中で1回実施しておりまして、16名の方が参加していただいております。それから、サポーターステップアップ講座も各センターで既に5回開催しておりまして、29名の方が2月現在で参加していただいているということになっております。

あと、次年度に関しまして経費のところで伸びがあるということで御質疑いただいたんですが、こちらは一般会計のほうで普及啓発も一部行っていたところを、サポーター養成講座を少し充実させていきたいということで、今までフォローアップのところで報酬を計上していなかったところを計上させていただいたり、あとはキャラバン・メイトの連絡会を今年度から全体会という形でさせていただいておりまして、その際に講師の方をお呼びして実施する等、一部中身を変更した形で実施する予定になっておりますので、少し充実した形で進めていければということで、経費が少し増えているという状況になっております。

○はぎの委員 細かい数字もお示しいたげて御説明いただき、ありがとうございました。サポーター養成講座は予測値で663名ということで、前年比で確実に増えています。それで、私が気になったのは、後半のほうで課長から御説明のありましたキャラバン・メイトの連絡会の市全体会の開催は、以前、一般質問で御提案させていただいて、このたび実現していただけて感謝申し上げます。本来は私も参加させていただきたかったんですが、予算特別委員会がありましたので残念ながら参加できませんでしたけど

も、内容等は後ほどしっかり確認させていただきたいと思います。

それで、前段で御説明がありましたけれども、第2次国分寺市総合ビジョン審査特別委員会のときにも私が御質疑させていただきましたが、現状、令和5年度はサポーター養成者数が7,860人ということで、令和10年には目標値1万1,400人を目指したいということで掲げていらっしゃる。そうすると、先ほどの数字は663人ですので、3,540人から663人引いて3,000人弱、それを令和10年までに積み上げていくとなると700人を超えるペースでいかないと追いつかないのかなと正直思っています、その辺でいろいろ考えていらっしゃると思いますけど、私からはキッズサポーターをかなり重視して増やしていただきたいなと思っています。小学校、中学校での開催については、全ての小・中学校で開催していただきたいということはこれまでも要望しておりますし、1校でも多く開催していく中で、まずは早期に1万人を超えていくというところで、地域で見守り等をしていくキッズサポーターも増やしていけたらなと思っています。

それでちょっと気になりましたのは、印刷製本費が今回減っております。前々年度は54万円で前年度は29万円ぐらいでして、今回は26万円ということでどんどん減っていますけれども、この辺は「知って安心認知症」の国分寺市版の作成等にも関わっておりますけど、これからサポーターを増やしたいという中で印刷製本費が減っておりますけど、この辺はまだ余りの部分があるから大丈夫という認識でよろしいでしょうか、念のため確認させてください。

○土井地域包括ケア担当課長　　今、委員のおっしゃったとおり、在庫管理しながら、今年度は必要な分だけを計上させていただいたという形になります。

○はぎの委員　　分かりました。確認できまして安心いたしました。

あと、最後になります。キャラバン・メイト養成研修は令和4年が最後の開催でした。3年ごとでいきますと令和7年度には開催する予定なのかなという認識がありましたけれども、その辺の計画はもうなされているのか教えてください。

○土井地域包括ケア担当課長　　今、委員のおっしゃったとおり3年に1回の計画ということで、令和7年6月に実施したいということで現在考えておりまして、今、計画を進めている段階でございます。

○はぎの委員　　ありがとうございます。令和7年6月開催予定ということで確認させていただきました。ボランティア保険料のほうも、これは以前の質疑の中で35人分ということで、東京都のほうで受けた方とも含めてまだまだ余裕はありそうなことでありましたので、安心しております。このキャラバン・メイトの方は、おれんじC a f eの運営等も様々やっていただく大変重要な核となるメンバーでありますので、ぜひ一人でも多く今回、令和7年度6月に輩出していただきたいと思います。その上でサポーター、またフォローアップ、ステップアップ全て受けた方が対象ということでお聞きしていますので、受けたかったけれども受けられなかったという方がないように、今後もいろいろ周知していただきたいと思いますけれども、その辺も含めてぜひ力を入れて取り組んでいただきたいことをお願い申し上げまして、終わります。

○木村委員　　お昼までの時間もだんだん迫っているので簡単にお伺いします。資料のほうの3ページの御説明で、一般介護予防事業費の減額分というのは、フレイル予防に関して一般会計のほうに移行したという御説明だったと思うんですが、そもそも今やっているのは特別会計で、地方自治法第209条第2項によれば、特定の歳入をもって特定の歳出に充てるべきものが特別会計なわけで、単純に事務的に一般会計に移行しましたということではないと思うんです。昨年的一般質問で私からの質問というか要望として、プレフレイルの問題も、これは対象が現役世代ということで、いわゆる介護保険料からではなくて一般会計

からという概念に当たるとは思うんですが、そこなのかどうかともよく分からないんですけども、一般会計に移行したという部分の具体的な中身はどういうもので、それが地方自治法第209条に照らして適切であるのかどうかという判断も先ほどの説明だと十分には認識できなかったもので、そこを御説明いただけますか。

○土井地域包括ケア担当課長　　今、御質疑いただきました一般介護予防事業に要する経費の中で減額になっている部分について、御説明いたします。フレイル予防推進員配置事業というのがございます。こちらは、令和5年度まで東京都の補助事業で10分の10ということで実施してきております。令和5年度で終了ということでしたので、令和6年度に一般会計では計上できないという状況がございましたので、特別会計に一旦は計上させていただいたんですけれども、9月の補正予算のところで都の補助金が4月から10分の10で実施されるということで、一般会計のほうに移行させていただいております。令和7年度も引き続き補助金が出るということになりますので、こちらは当初予算ベースでフレイル予防推進員配置事業につきましては一般会計で計上させていただいたという形になってございます。

○木村委員　　これまで10分の10補助の事業として令和5年度までやっていたけども、それは一般会計としての計上ができなかったと聞こえたんだけど、違うのかな。その補助が切れて自主事業的な市の独自事業として一般財源にするから一般会計だということですか。でも後段ではまた補助がつくという話もおっしゃっていたので、それだったら特別会計なのかなとも聞こえるんですけども、ちょっと整理していただけますか。

○土井地域包括ケア担当課長　　失礼いたしました。令和6年度に入りまして、東京都から補助金の要綱が示されまして、10分の10の補助が受けられるということになりましたので、令和7年度は一般会計のほうで当初計上させていただくという形を取らせていただいております。

すみませんが、正確な答弁をするため、一旦整理させていただければと思います。

○星副委員長　　承知しました。では、ここのところは保留とさせていただきます。

○鈴木委員　　時間もないので簡単に質疑したいと思います。訪問介護についてです。去年、介護報酬の改定がありまして、そのときもちょっと質疑させていただいたんですけれども、報酬自体は1.59%アップということなんですが、訪問介護の報酬については基本報酬の引下げということになりました。市内の訪問介護事業所は33か所ということだったんですけれども、この報酬改定、報酬の引下げによってかなり事業所としても立ち行かなくなるんじゃないかという懸念がありましたが、現在の市内の事業所の状況を、数が分かりましたらそれも含めて教えてください。

○澤田高齢福祉課長　　市内の訪問介護事業所数については33と把握してございます。

○鈴木委員　　特に変更はないということで確認させていただきました。前回、質疑したときもそうだったんですが、今後、事業所の方と密にやり取りをしていただいて、加算の取り方でしたり、そういったものを積極的に工夫していただくというような答弁も出ていましたが、それについてどういったことを行ったのか、また令和7年度はどういった工夫をされるのか、その2点について、お答えをお願いします。

○澤田高齢福祉課長　　昨年の制度改正、報酬改定につきましては、事業者連絡会等を通して周知をさせていただきました。その上で、加算の取得状況について直近の状況をお調べしたところで、市内の76%の事業所が加算1、2と高いほうの加算が取れている状況を確認してございます。その中で二、三の事業所に聞き取りをしてみましたところ、高い加算が取れている事業所については、収支についてはさほど影響はないと、ただ、物価高騰の部分が出てきているので、その影響が若干厳しいかなというお声がありま

す。加算3というちょっと低めの加算でとどまっている事業所については、減の部分の影響が若干出てきているので、なかなか厳しいといったお声を聞いております。ですので、国の方便としましても、加算が取れば総合でプラスになるということを言っている、そのようになっているとはいえ、高い加算が取れるように事業所の御相談などには適宜御対応させていただこうと考えてございます。

○鈴木委員　　ありがとうございました。国のほうでは加算が取れば大丈夫じゃないかとこれまでも言っているようなんですけれども、これまで再三申し上げているとおり、本当に毎日のケアの仕事で大変な小規模の事業所におきましては加算を取る事務、そういったことも非常にハードルが高いと伺っていますので、今後も、来年度に関しましても、より寄り添った形で何かサポートできることがないのか、引き続き考えていっていただきたいと思います。

○高瀬委員　　関連でお伺いしたいと思います。昨年行われた報酬改定は、訪問介護事業所にとって非常に厳しいものになっていると理解しています。今、御答弁もありましたけれども、加算が取れる事業所は大手で幅広くやっているとところが多いかと思えますけれども、その人員の体制をしっかりとつくるのか、配置とか、そういったものが条件になってきたりしますので、小規模ほど厳しいなと思っておりますし、令和6年度に撤退された事業所も、そういったところが大きかったのではないかなと思っていますところ。

それで、介護の現場全体では人材不足がかなり大きな問題になっています。訪問介護事業所の方にも、例えば新規で利用したい方がいらっしゃった場合に、全ての方に対応できているかとお聞きしたことがあります。そうすると、ヘルパーがいなくて、やむを得ずお受けできないことがあったということが何件か出てきておりますので、訪問介護は暮らしの中で欠かせない役割だと思えますけれども、そこが今、非常に厳しい状況に陥っていているなと思っておりますが、その辺の危機感というのはどのようにお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

○澤田高齢福祉課長　　昨年も訪問介護事業所が1か所閉鎖ということになって、介護人材は、訪問介護に限らず非常に厳しいという声は伺っているところでございます。そういった中で人材確保、定着といった部分で、初任者研修への助成というのはずっと継続しているところではあります。積極的に人材を確保するための根本に、報酬改定の影響というのはどうしても大きいというところは聞いており、ほかの産業との格差が大変大きいので、学生は福祉業界を目指さないような状況もあると聞いているんですけれども、かといってそのまま座視しているわけにはいきませんので、潜在的な介護人材というのは少なからずいるのではないかとこのところも考えておまして、説明会であったり、もしくは市報等のメディアを通じて魅力の発信であったり、介護業界で働いてみませんかといった呼びかけなども含めて、人材を極力発掘していく取組が必要になってくるのかなというところは考えてございます。

○高瀬委員　　今おっしゃっていただいたように、若い人たちが介護の現場も職業の一つとして選択していきけるように働く環境を見直していく必要があると、それは喫緊の課題だなと思っていますところ。それで、賃金については介護保険制度という公定価格の中で一定決められてしまうので、なかなか市がそこに常に補填できるかといったら、そこは難しいだろうなと思っていますところ。国全体でそこは見直しをする、あるいは、働く場として、もう一つの課題としてはヘルパーの高齢化が挙げられています。だんだん皆さんが高齢になっていくとそこは続けられないということでもますますヘルパー不足になる一方で、高齢者の方は増えてまいります。80歳過ぎた頃から介護保険を使われるとよく言われますけれども、後期高齢者に団塊の世代の皆さんもなっていくということでは、これから先を見たときに、今すぐにでも、この第9期の間にでも何とかしていかないといけないなと思っていますところ。

それで、お伺いしたいのが、厚生労働省、国もこれじゃいけないということでしょうか、今年度、令和7年度、介護の職業としての魅力を広報したり、人材確保に向けて都道府県を支援する方針という報道がされました。これは昨年末になります。そしてもう一つ、介護人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策として、関連する国の補正予算が閣議決定したと11月29日に言われておりますけれども、この辺りの情報があれば教えていただきたいのと、このことが令和7年度にどのように反映できるのか、市としての見解をお伺いしたいと思います。

○澤田高齢福祉課長　介護人材確保・職場環境改善等事業は、国が補正予算を可決して事業を展開すると、実施主体は都道府県ということですので、市のほうで予算を立ててということはないんですけれども、介護職については、標準的な配置であれば1人当たり5万4,000円が補助の対象となると。こちらの報酬あるいは職場環境改善といった形で事業所がどのように使うかについては裁量があるということですが、単発のお金ですのでベースアップに使えるかどうかという部分は、なかなか事業所の考え方はそれぞれになるかと思うんですけれども、こういった事業が展開されるという情報については把握しております。こういった事業は、東京都も物価高騰の対応などで事業展開する予定ということもございますので、こういった情報をきめ細かく捉えて事業所にお伝えしていくことが肝要と考えます。

○高瀬委員　分かりました。ありがとうございます。単発ということ、また事業所の方から言われるのは賃金を上げたいと、賃金を上げて、今度は事業者そのものが、事業が間に合わなくて事業費が足りなくなって経営そのものが成り立たなくなると。それで、廃業というか辞めることになりましたというようなお声もお聞きしたりしているところですので、全体として、国として見直しは必要なんですけれども、今回のそういった取組が令和7年度にあるのであれば情報をしっかりとつかんでいただき、また事業者からの相談をお受けしながら、よりよい形に少しでもなっていくように進めていただきたいと思います。それが単発ではなく経常的に行われなければ、この改善にはならないと思いますので、その点は東京都、また国にも強くこれを機会に意見していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○澤田高齢福祉課長　介護業界全体の厳しさについては、財政支援がどうしても必要だという声は、方々で上がっているところでございます。担当課長会から東京都市長会を通じて国への要望を上げていくといったことについては継続して取り組んでまいります。

○木島委員　関連するんですけれども、今、国の令和7年度の動向なども踏まえて訪問介護の事業所をいかに本当に支えていくかということで、重要な課題だと思います。あと東京都の事業として令和7年度に予定されている、これは今ある制度の多分拡充だと思うんですけれども、そういった処遇に関わる部分もそうなんですけれども、様々な部分で新たな人材を確保するにも経費が物すごくかかるということで、採用にも当然、広告会社などを通じて費用がかかるということで、こういった新たな採用に関わる経費を補助する仕組みを拡充すると。また、あるいは、事業の中で当然多くの事業所が使われている電動アシスト自転車の購入に係る補助といったものも拡充するということが示されています。この事業は東京都の事業者への直接補助になるのか、介護保険というよりは一般会計の事業になるのかもしれないんですけれども、いずれにしても訪問事業者を支える支援について、こういった制度を市が活用できるのであればしっかりと活用する、東京都の直接補助であれば、事業者がこの仕組みを知らなかったということがないように、市として間に入って情報提供を真剣に行うなどの取組を一步踏み込んでやっていただきたいと思いますけれども、この制度について把握されているかどうかも含めて、市の関わりについて見解を求めておきたいと思います。

○澤田高齢福祉課長 人材確保については課題であるというところで、東京都もかなり重きを置いているところであると、予算案の説明会において、御紹介いただいたような制度は実際に説明いただいているところです。東京都の直接事業であるか、市がその補助を活用してできるのかといったところはそれぞれの事業によって異なると思いますので、的確に情報を収集しつつ、また事業者のお声なども受け止めながら、しかるべき施策について展開していくよう検討してまいりたいと考えます。

○星副委員長 よろしいですか。

では、先ほどの保留分の答弁をお願いいたします。

○土井地域包括ケア担当課長 お時間いただきまして、ありがとうございます。先ほどの介護予防・フレイル予防推進員のところなんですけれども、一般会計の個別説明票でこちらにつきまして説明させていただいておりました。通し番号の72番です。こちらを時系列で御説明いたしますと、まず、東京都の10分の10の補助がつくということで、一般会計で令和5年度までは計上させていただいておりました。令和6年度は補助がないという情報でしたので、令和6年度の当初予算につきましては特別会計で計上させていただきましたが、4月に入ってから再び東京都が補助事業で実施しますということになりましたので、令和6年度も補正予算のほうで、一般会計で計上させていただきまして、令和7年度も継続して東京都の補助がつくということから一般会計で計上させていただくということで、特別会計が減額になるということになりました。

○木村委員 なるほど、さっきの私の受け止めは逆でした。本来であれば、そもそも論で一般会計で議論すべきだったのかもしれませんが、補助がつくと一般会計、補助がないと特別会計というくくりになるんですか。これは、中身は補助がついてもつかなくても同じものかなとは思いますが、その辺はなぜそうなるんでしょうか。

○土井地域包括ケア担当課長 市の財源の負担を考慮しまして、10分の10の補助が出るという場合には、一般会計で計上させていただいているという形になってございます。

すみません、補足で、特別会計地域支援事業で計上しますと、市の持ち出し分が19.25%ということになります。一般会計で計上しますと全額負担になるということで、そのような計上をさせていただいております。（「了解」と発言する者あり）

○及川委員 すぐ終わります。先ほど滞納繰越分の収納率についてお話がありましたが、介護保険は見込み率16.0%なんです。事務報告書を見ると令和5年度は12.5%でほかのところに比べると低いんですけど、この理由を教えてください。

○澤田高齢福祉課長 答弁の確認のため、お時間を頂戴できればと思います。

○星副委員長 保留といたします。

そのほかにここで質疑のある方はいらっしゃいますか。

（「なし」と発言する者あり）

○星副委員長 それでは、介護保険については保留といたしまして、後で御答弁をいただきたいと思いますので、ここで一旦、議案第3号を保留とし、議案第4号に進みます。

◇

○星副委員長 それでは、続きまして、**議案第4号 令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算**を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

○越川保険年金課長 議案第4号、令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算について、御説明いたします。

本案は、令和7年度後期高齢者医療特別会計の予算を歳入歳出それぞれ34億6,899万4,000円といたしましたというものです。

予算特別委員会資料第10号を御用意しています。資料を御覧ください。なお、昨年度までは用紙の向きを横にして資料を作成しておりましたが、今年度から国民健康保険会計と同様、縦向きにして作成しております。記載内容は昨年度までと変更ありません。

令和7年度の予算規模は令和6年度と比較し約3,449万8,000円の減額で、対前年度比0.98%減となっております。主な減額理由は、広域連合からの委託事業として行っている健康診査事業について、一般会計で実施するよう予算を組み替えたためです。

1ページの③医療費の動向を御覧ください。医療費自体は被保険者数の増加に伴い、昨年度に比して1.86%の増加を見込んでおります。

2ページを御覧ください。歳入について御説明します。区分1の保険料率の改定は令和7年度はございませんが、被保険者数の増加に伴い、保険料収入は前年比102.3%と計上しております。

3ページを御覧ください。歳出について御説明します。区分4、保健事業の健康診査費の欄がゼロ円になっておりますのは、先ほど御説明しましたように一般会計で計上するよう組み替えたためです。

簡単ですが説明は以上となります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星副委員長 説明が終わりました。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 では、これにて質疑を終了いたします。

これより、議案第4号、令和7年度国分寺市後期高齢者医療特別会計予算の採決をいたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○星副委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○星副委員長 続きまして、**議案第5号 令和7年度国分寺市下水道事業会計予算**を議題といたします。担当より説明をお願いいたします。

○野口下水道課長 議案第5号、令和7年度国分寺市下水道事業会計予算につきまして、御説明させていただきます。お配りしております資料第11号も併せて御覧ください。

議案書の1ページ、第3条、収益的収入及び支出を御覧ください。収入は対前年度比おおむね横ばいの約25億1,500万円です。

2ページをお願いいたします。支出は対前年度比0.8%減の約29億8,300万円になります。収支につきましては支出超過となっており、要因につきましては、現金支出を伴わない減価償却費などによるものとなっております。

続きまして、第4条、資本的収入及び支出を御覧ください。収入は対前年度比1.7%増の約6億9,700万円、支出は対前年度比7.5%増の約11億200万円で、収入額が支出額に対して不足する約4億500万円は、記載のとおり内部留保資金等で補填いたします。その他の内容につきましては記載のとおりとなっております。

続きまして、7ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書になります。下から3段目、令和7年度資金増加額は約1億7,400万円、資金期末残高は約16億5,400万円を見込んでおります。

続きまして、19ページ、20ページをお願いいたします。貸借対照表になります。令和7年度末の財産保有状況を示しております。資産合計につきましては19ページ、資産の部の一番下の行、約276億7,500万円を見込んでおります。

続きまして、資料第11号をお願いいたします。予算の主な増減理由につきまして記載しております。第3条予算につきましてはおおむね横ばい、第4条予算につきましては、ストックマネジメント事業の第1期工事継続などにより増額となっております。その他、市債の償還状況についても資料を添付しておりますので、お目通しいただければと思います。

最後になります。ストックマネジメント事業の進捗状況でございますが、令和6年度より第1期、泉町、東元町、西元町の地域の工事を実施しており、こちらは令和8年度まで工事を見込んでおります。また、第2期、日吉町、東恋ヶ窪、西恋ヶ窪、本町地域の調査が完了しており、令和7年度は計画策定を進めてまいります。事業はおおむね予定どおり進んでおります。引き続き下水道施設の安全性を確保するため、計画的かつ効率的に事業を進めてまいります。

簡単ではございますが説明は以上になります。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○星副委員長 説明が終わりました。一括質疑を行います。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長 それでは、以上で質疑を終わります。

これより、議案第5号、令和7年度国分寺市下水道事業会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○星副委員長 全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○星副委員長 それでは、議案第3号に戻しまして、保留分の答弁をお願いいたします。

○澤田高齢福祉課長 お時間いただきまして、ありがとうございます。介護保険料の普通徴収滞納繰越分の徴収率が低い部分についてなんですけど、まず、1点目としまして、介護保険料については滞納整理というものをしないということがございます。介護保険で未納がありますと、給付を実際に受けたときの支払い自己負担額が増えてしまうといったペナルティのような制度がありますので、そういったもので不利益をどうしても受けてしまうんですけれども、そういった制度の下、差押え等の滞納整理をしないということがございます。

もう一点が、介護保険料は9割方が特別徴収で、年金収入がある方については特別徴収で対応しています。ですので、普通徴収に行く方というのは年金額が少ない方が中心になってきてしまいまして、どうしても滞納が発生して払えない方というのが一定出てしまう部分があるということで、他税との違いがあるということです。収入が少ない方でも保険料を納めていただくことにはなるんですけれども、苦しい事情等がある方もいらっしゃいますので、その場合については分納や、様々相談しながらの対応ということで現在も進めているところでございます。

○星副委員長 よろしいですか。そのほかに質疑はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○星副委員長　それでは、以上で質疑を終わります。

これより、議案第３号、令和７年度国分寺市介護保険特別会計予算を採決いたします。本案を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○星副委員長　全員賛成。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました全議案の審査が終了いたしました。委員の皆様の御協力に感謝申し上げます。

また、委員会審査のために様々な資料を作成いただいた職員の皆様にも、この場を借りてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

以上で、予算特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時57分閉会